

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日は、  
日曜日に  
お休み  
（当日の  
翌日）

## 目次

- ◇規 則 建築士法施行細則等の一部を改正する規則
- ◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

## 規 則

建築士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十九号

建築士法施行細則等の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取土木出張所及び郡家土木出張所を除き、住所地在日野郡である場合にあつては、」を「住所地在、八頭郡である場合にあつては鳥取土木出張所、日野郡である場合にあつては」に改める。

第二条中「前条第一項」を「第一条第一項」に改める。

(鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「建築課長」を「鳥取土木出張所長」に改める。

第十七条第十号の二の備考中「土木課長」を「土木課長」に改める。

第三条 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年六月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「鳥取土木出張所及び郡家土木出張所を除き、主たる事務所が」を「主たる事務所が、八頭郡に所在する場合にあつては鳥取土木出張所、」に改める。

(鳥取県特別県管住宅管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県特別県管住宅管理規則(昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

鳥取市の地域に所在する特別県管住宅	鳥取土木出張所長
倉吉市の地域に所在する特別県管住宅	倉吉土木出張所長

建築課長

を

に改める。

(鳥取県建築基準法施行細則の一部改正)  
 第五条 鳥取県建築基準法施行細則(昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第十三条関係)」に、

鳥取土木出張所	を	鳥取土木出張所
倉吉土木出張所		倉吉土木出張所
米子土木出張所		米子土木出張所

に改める。

鳥取県土木部建築課
鳥取県倉吉土木出張所
鳥取県米子土木出張所

(土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第六条 土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和四十九年八月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「土地が倉吉市及び東伯部に所在する場合にあつては倉吉土木出張所の長を、米子市、境港市、西伯郡及び日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所」を「土地の所在地を管轄する土木出張所(当該土地が、八頭郡に所在する場合にあつては鳥取土木出張所、日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所)」に改める。

第六条中「副本一部(前条の規定により土木出張所の長を経由して提出する場合にあつては、二部)」を「副本二部」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百四十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十二年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一単位とされる保安林の所在場			皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	市町村名	大字名		
水源かん養保安林	八頭	河原・郡家		九八六・六七	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	を除く全町		八・〇八	八頭地区
林	八頭	東		〇・〇七	八頭
林	八頭	智		九・〇九	智頭
林	八頭	船岡		〇・七六	船岡
林	八頭	用瀬		一〇・一四	用瀬
林	八頭	佐治		〇・〇六	佐治
林	八頭	船岡		〇・〇六	佐治
干害防備保安林	八頭	喜才谷山	殿	〇・三八	喜才谷山

"	"	"	林土砂流出防備保安	"	水源かん養保安林	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	林土砂流出防備保安	"	"	水源かん養保安林	"	"	"		
"	"	東伯	倉吉	東伯	倉吉	気高	鳥取	岩美	"	"	気高	鳥取	"	"	岩美	"	"	八頭	気高	岩美	鳥取	"	"	"
関	三	東			鹿	岩	青	鹿	気	福	国	岩	郡	河	河	原	郡					用	"	"
金	朝	郷			野	美	谷	野	高	部	府	美	家	原	家								瀬	
					水谷	高路	長谷															赤波	水口	池ノ内下平
																								明見谷東平
																								〇・四六明見谷東平
一八・二一	三八・六五	四八・八〇	二九・六九	二二四・七六	〇・九二	一五・八二	四・二六	一〇・三一	六六・六二	一・七六	七八・六二	〇・三〇	五・二九	一〇三・三〇	九・四七	六・五八	八五〇・〇五	一・六〇	〇・九二	〇・六六				〇・九二池ノ内下平
関	朝	郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野	気高	鳥取	福部	国府	岩美	郡家	河原	鳥取地区	赤波						
"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	林土砂流出防備保安	"	"	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"
"	"	"	"	西伯	日野	米子	"	"	"	"	西伯	日野	西伯	米子	"	"	"	東伯	"	"	"	"	倉吉	"
"	西	"	"	大山	江府	溝口	西伯	岸本	会見	大山	中山	溝口・江府	"	"	"	東伯	大東	東郷	大原	栗尾	志津		東伯	
伐	法	長	赤	宮内	宮内									杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津			
株	勝	田	松	か	か																			
大	二	孝	門	野																				
谷	〇・八二	二・二〇	〇・〇六	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	五・二八	四・五四	一・三二	二一・〇四	〇・六四	六五三・五七	〇・七六	〇・四三	〇・〇八	〇・六五	〇・〇四	〇・六六	一・〇二	〇・三〇			
奥	法勝寺	孝霊山	門野	宮内・坊嶺	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山	中山	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津		東伯	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

水源かん養保安林 土砂流出防備保安	日野	二八六・五六	日野地区
" "	日野	一七・三三	日野
日南	日野	四・六八	日野